

農 整 第 7 5 9 号

平成 2 8 年 1 月 2 6 日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「平成 28 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」等の  
運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省より『「平成 28 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 28 年度 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について』(平成 28 年 1 月 20 日付け国官技第 295 号)が通知されたことに伴い、県においても下記のとおり運用することとしたので通知します。

## 記

### 1 特例措置の内容

「平成 28 年度設計業務委託等技術者単価について」(平成 28 年 1 月 20 日付け国官技第 289 号、国港技第 69 号、国空安保第 652 号)により、平成 28 年度設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)が決定された。

また、「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成 28 年 1 月

20日付け国土建労第486号、国港技第68号)により、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定されたところである。

これに伴い、国において以下の特例措置を定め、受注者に対し業務委託料の変更契約を行うこととなった。

## 特例措置

・平成28年2月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成27年度設計業務委託等技術者単価(旧技術者単価)及び平成27年2月から適用した公共工事設計労務単価(旧労務単価)を適用した積算に係る予定価格を定めたものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行うものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

## 補 足

### 変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当業務であることを説明)

受 注 者

↓ (協議書によるとりかわし) ……打合簿

発 注 者

(特例措置に基づく変更契約)

↓ ※適用世代「280201」において変更する。

受 注 者